

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 員 会 費 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター会員会費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額）

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

（1） 会費は、年額3,000円とする。

（2） 前号の会費については、病気その他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、猶予又は免除することができる。

（納入期日）

第3条 会費は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、入会時に納入するものとする。

（会費の用途）

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成25年6月12日より施行し、平成25年4月1日より適用する。